

## 日本労働年鑑 1951年版(第23集)

The Labour Year Book of Japan 1951

## 第二部 労働運動

## 第五編 労農政党

## 第二章 労働者農民党

結党の経過 労働者農民党が結成されるにいたった直接の契機は一九四八年七月二日芦田内閣によって国会に提出された予算案に対して社会党内に意見の対立が特に顕著になったことにある。

このような意見の対立は、社会党結党の当初からの底流であったが、四八年に入って一月片山内閣の官吏に対する生活補給金の残額〇・八ヵ月分支給を主内容とする第三次追加予算、更に二月片山内閣退陣後の首班指名等の問題を通じて、左右の対立は一層激化することになった。左派の結集体である五月会は、首班指名直前に分解をとげて淘汰され、芦田均に対する指名を拒否して完全野党をとらえたのはいわゆる純理派と目される人のみであった。

第二国会における芦田内閣の最大の議案は二三年度の予算案であったが、予算編制の前提である賃金物価の改訂、軍時公債利払問題、税制改正、鉄道運賃値上げ等の問題の解決にゆきなやみ、四、五、六月はそれぞれ一ヵ月ずつの暫定予算でまかなったのであるが、三次にわたる修正を経てついに予算案の大綱を決定し、六月七日ようやく国会に提出するはこびとなった。これに対して早くも全官公労組をはじめとした組織労働者の、勤労大衆にのみ財政負担を転嫁するものであるとする反対意見は、ほうはいとして高まるにいたった。ところで社会党は当初予算案について独自の案をもっていた。すなわち木村禧八郎によって書かれた社会党政調会のA案、B案がそれである。A案は物価体系を変更せず、そのために生ずる赤字の補填策として、外資援助、経営合理化、生産性の向上、及び増加財産税の増徴、終職処理費その他一般会計における物件費の節約等を内容としたものであったが、当時の情勢としてはすでに物価体系の値上げを前提とした予算編成が相当に進行していたため、その点を考慮にいれてA案の内容を修正したB案を最終案として決定したのであった。さきに完全野党を提唱した純理派(新労農派)の人々はA案支持の態度を明らかにしていたが、政府案を支持する社会党幹部の考え方が党内に相当浸透している情勢にかんがみ、最終的な社会党案であるB案を固守する態度をとるにいたったのである。

さて予算案提出以来社会党の修正案をめぐって行われた民主、社会、国協の各與党間の会談において、社会党はみずからの修正意見を後退せしめざるをえない事態にたちいたり、B案すらも崩壊を余儀なくされたのであった。この間の事情について、後に純理派の人々によって結成された社会党正統派議員団は次のようにいっている。

「このB案さえも連立政府にれんれんとして殆ど民主党化した右派幹部はもとより頑張る意力はなく、僅かに鈴木政調会長以下の所謂左派といわれる人々に多くを期待する以外になかったのであるが、鈴木政調会長を中心としての予算に対する態度は次の理由によって始めからB案を強力に主張する気力はなく、その点を民主党幹部に見ぬかれてしまったために遂に社会党の主張は殆ど拒否されるにいたった。

(一)鈴木予算委員長はこれまで二三年度予算こそ社会党の主張をもちこむために闘うべきだと主張してきたが、その後急に態度が変わって二三年度予算案を検討しないうちか

ら予算はとにかく通すべきであり、闘いの山は賃金ベースであると主張するにいたった。

(二)そのために二三年度予算編成の基礎をなしている賃金と物価には手を触れないこととして修正案から除外してしまった。

(三)不当財産取引委員会で西尾問題が起り、西尾氏の肅正問題が採り上げられるにいたったが、西尾氏が、もし左派が自分を問題にするならば、左派の人達の裏面を問題にすると強硬態度にでたので左派の人達が、すつかり縮してしまった。この間に予算問題で強力に社会党の主張を通すために闘う気分をすつかり失ってしまった。

(四)略

(五)こういう事情のため社会党の主張たる

1 旅客運賃二倍(普通運賃二倍、勤労者定期五割、学生定期据置)は修正されて普通、定期とも二・五倍、学生二倍となった。

2 勤労所得税基礎控除二万四千円ないし一万八千円案は拒否されて一万五千円の政府原案通りとなった。勤労控除額の制限撤廃は拒否された。課税の廃止も拒否された。

3 法人税の軽減中止も拒否された。

4 不当財産増加税も葬られた。

5 取引高税反対も拒否され、わずかに二七〇億のうち約六〇億を免税することになった。

6 終戦処理費の節約も実現しなかった。

7 価格差補給金節約も実現しなかった。

8 価格差益納付金の増加も実現しなかった。(社会党正統派議員団「二三年度予算案に反対した理由」)

かくして純理派は「本予算案はインフレ予算であり、大衆犠牲の予算案であるばかりでなく、この予算実施後に起るインフレに対して何等具体策も示していないので、この予算を承認することはできない」(前掲資料)という結論に達したため、B案を固守するという既定方針を変更せず、七月三日衆議院本会議に上程された修正案を含む二三年度予算案に対して反対の青票を投じたのである。

反対投票及び棄権を行つた議員は次の通りである。

反対投票

衆議院 黒田壽男、中原健次、境一雄、岡田春夫、館俊三、太田典礼、野老誠、松谷天光光、石野久男、玉井祐吉、山中日露史、荒畑勝三

参議院 鈴木清一、堀眞琴、木村禧八郎、千葉信、水橋藤作

棄権

衆議院 足立梅市、鈴木雄二、片島港、和田敏明

参議院 松本治一郎、太田敏兄、梅津綿一

予算案は衆参両院を通過し、反対投票を行つた右の十七氏のうち黒田、中原、岡田、太田、玉井、松谷の六氏は七日の中央執行委員会において党議無視の理由によって除名処分を受け、荒畑氏をのぞく残りの一〇氏も一二日脱党して「社会党正統派議員団」を結成し肅党運動を展開することになった。

この肅党運動の目標と、運動の具体的方策について、社会党正統派議員団は「肅党運動の基本問題」というパンフレットによって明らかにしているが、以下これを要約してみよう。

まず社会党組織の欠陥については次のように指摘している。「選挙公認と地位と利権を狙う人々や古い運動家が多く、県連支部を私有化し、私兵化した黨員をかかえている。そのため、「党の執行部が次第に大資本の番頭化しつつある姿が明白になるにつれ、真面目な黨員は脱党し、真面目な党支持者は期待をもたなくなりつつある。」更に「多くの幹部は機関をしめて機関の決定という圧力によって、保守的な決定をおしつけ、正しく勤労者の立場を守って活動せんとするものは、常に除名その他の弾圧におびやかされる結果となる、」「このような事情は、決定の範囲において動く場合は、常に保守的な活動を助ける結果となり、党幹部に対抗する少数の結集をはからざれば、いよいよ保守化を防衛する事が困難になるということを教えている。」

以上のような見地に立って、肅党の具体的方策は次のように主張されている。

「党の各機関においてあらゆる機会をとらえて正しい主張をなし、その貫徹を期すると同時に、党機関の主流の主張との相違を黨員及党支持者に広く徹底せしめる。」

党を勤労者の要望にこたえた線にむけるためには、「執行機関の決定をも場合によって承服せずに正しい行動を貫徹せねばならぬことも考えられる。」

以上の行動を統一的に行うため、「正統派議員団支持グループの組織、青年部純化同盟の強化、又は県全体、支部の連合体等のオール組織の中央連絡機関」等を結成強化すること、更に労農組織と緊密に結合すること、が必要である。かくして党幹部腐敗が、勤労大衆に徹底したときには、党機関は大衆の支持を失い、同時に「肅党機関は闘争過程につくられた社会党の本流たる機構に再編成」されるであろうと主張している。

以上のように肅党運動は、社会党の外部にあってしかも党を純化し、終局的には社会党に復帰することをねらいとしたものであり、労働組合その他の地方組織もこの方針を支持したのであったが、その後運動は必ずしも進展せず、その限界性が痛感されるに及んで、新党結成への動きも抬頭することになった。すなわち、正統派議員団は、国鉄、全通、日農などの各労組と新党結成についてしばしば意見を交換してきたのであるが、八月二五日の世話人会準備会において新党結成へ進む方針が確認された。このことは、さきにも述べたように正統派議員団の組織上の限界性を克服して独自の運動を展開しようとするものであるとともに、きたるべき議会解散後の選挙に対する態勢を整えるという意味をもつものでもあった。

かくして新党結成の準備は進み、一〇月七、八日の両日にわたって第一回の結成準備会がひらかれ、党綱領、行動綱領等の作成についてそれぞれ小委員会をあげて附託することになった。この党綱領、行動綱領をはじめとする労農党の基本政策は、結成大会において正式に決定されることになったのである。

日本労働年鑑 第23集／1951年版

発行 1951年1月1日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2000年2月15日公開開始

